

令和 5 年
第 5 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 5 月 31 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（1 人） 14 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 22 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 25 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第 9 議案第 26 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画に対する意見決定について

- 日程第 11 議案第 28 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)」及び「令和 5 年度最適
化活動の目標の設定等(修正案)」の承認について
- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志（欠席）

農政係長 折尾 武志 松下 剛史

農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

農政係長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が
提出されております。
ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5
年第 5 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 121 頁をご覧くださいと思
います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局の報告を求めます。

農政係長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、18番雪丸委員、19番大隣委員を指名し、会議書記に折尾農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月31日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3分でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。耕作者変更によるもの1件、所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、田1筆 1,530 m²、畑1筆 614 m²の合計2筆 2,144 m²で、颯娃地域2件です。

続きまして5分～8分でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が19件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの10件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが1件となっております。地目の内訳は、田3筆 1,885 m²、畑32筆 45,059 m²の合計35筆 46,944 m²で、颯娃地域7件、知覧地域7件、川辺地域5件です。

なお、各分一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者につきましては、資料は9頁からで、今回は、新規認定4件、再認定7件であります。
新規認定個別表は、12頁からになります。

整理番号1番、颯娃町〇〇の〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇〇〇さんです。現在、青果用甘藷、玉ねぎの栽培を行っている。機械等の整備による合理化及び有機農法による経営改善を図りたいところです。

次に、整理番号2番、知覧町〇〇の株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇さんです。現在、茶、甘藷、干し大根等の経営を行っています。令和5年2月に法人化を行い、又、制度資金等の活用により経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3番、知覧町〇〇の農事組合法人〇〇〇〇理事 〇〇〇〇さんです。現在、高菜の栽培を行っておりますが、施設野菜の栽培による生産性の確保、又、制度資金等の活用により経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号4番、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。老朽化した作業機械等の更新により作業効率化を図り経営の安定に努めたいところです。経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。再認定7件の個別表は、資料の16頁からになりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第22号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。永山委員お願いします。

永山委員 報告いたします。19 分の審議番号1番です。関連資料は20 分から25 分になります。

申請人は、潁娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇です。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇（〇〇〇〇）14963 番1，畑 3,194 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で〇〇〇〇を営む法人であり，事業拡大に伴い，新たに〇〇〇〇を建築しようとすることから，農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。申請地の北側は茶工場に，東側は畑に，西側は山林に南側は市道に接しています。現状のままで利用しますが，土留めを行うので土砂流出等の恐れはなく，雨水は溜枡を設けて道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については隣接農地への通路を確保することで，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番の用途区分変更につきましては，申請目的が，営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり，また既存の〇〇に近接している必要があることから，やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今，現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第22号 農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 22 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 6 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。27 号～29 号の 3 条所有権移転 19 件でございます。
譲渡人は、福岡県〇〇市の〇〇〇〇さん、同じく福岡県〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 3 筆 2,460 m²、畑 26 筆 19,940 m²の合計 29 筆 22,400 m²で、理由につきましては、規模・経営拡大 13 件、受贈 1 件、相手方の要望 4 件、その他 1 件です。10 a 当たりの取引価格につきましては、田が 100 千円、畑が 56 千円から 1,020 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田 100 千円、畑 381 千円でございます。地域別では、潁娃地域 6 件、知覧地域 5 件、川辺地域 8 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 30 号～43 号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

続きまして、44 号の 3 条区分地上権設定 1 件でございます。関連資料は 45 号～46 号になります。

貸し人は、枕崎市の〇〇〇〇さん、借り人は、茨城県〇〇市の有限会社〇〇〇〇の申請です。この件につきましては、令和 3 年第 11 回の総会におきまして区分地上権設定が 3 年間の期間許可されております。当時は借り人が株式会社〇〇〇〇（〇〇〇〇）で申請されており、同社の事業見直しに伴い、今回、〇〇〇〇が事業を承継するものです。

3 条申請の区分地上権としましては申請地の上空に営農型太陽光発電設備が設置されていますが、その農地の上空の権利を設定するため事業を承継した〇〇〇〇が申請するものです。許可期間については、令和 3 年に許可を得た 3 年間の期間を引き継ぐもので令和 6 年 12 月 5 日までとなっております。この案件につきましては後ほど、農地転用事業計画変更及び農地法第 5 条の区分地上権設定においても説明いたします。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、日程第 7 議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。
永山委員をお願いします。
- 永山委員 報告いたします。48 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 49 頁から 52 頁になります。
申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇字〇〇（〇〇〇〇）1914 番 5 ， 畑 187 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、市内に居住する会社員であり、申請地隣地の宅地には申請人及び建築中である母の住宅があり、車の駐車スペースがないことから申請地に駐車場を整備しようとするものです。申請地の東側，南側は畑に，北側西側は宅地に接しています。盛土を行いますが，土留めをすることで，土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ，日照・通風等についても，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。
- 議 長 次に，六反田委員をお願いします。
- 六反田委員 報告いたします。48 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 53 頁から 58 頁になります。
申請地は知覧庁舎から南に約 2.5km の〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇〇であり、行政運営を効率的かつ効果的に行う必要があることから、申請地に隣接する宅地 1 筆(5,065.64 ㎡)と一体利用で〇〇〇の建築及び〇〇を整備するものです。申請地の北側は宅地に、西側は畑に、南側は市道に、東側は県道に接しています。2 m程度の盛土を行いますが、よう壁を設けることで土砂流出等の恐れはなく、雨水は貯水池を介して水路へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、緑地・緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番につきましては、第 1 種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号 2 番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m以内に 2 つ以上の公益的施設等が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

なお、審議番号 1 番、第 1 種農地に区分されるため、審議番号 2 番は第 3 種農地ですが申請面積が 3,000 ㎡を超えるため来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定については、申請どおり

許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第24号に係る案件については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第25号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。60号の審議番号1番です。関連資料は61号から65号になります。当初計画者は、鹿児島市に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人であり、営農型太陽光発電設備を設置するため、令和3年12月6日付けで農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、事業の見直しにより縮小する方向となったことから営農型太陽光発電事業の実績がある県外の事業承継者に譲渡したため計画変更するものです。また、営農型太陽光発電設備についてはすでに設置済みであります。支柱部について本数に変更があったため、併せて計画変更するものです。現状のままで譲渡するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明します。

事業承継者の一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、事業承継することにより先程の農地法第3条の申請のほか次に審議される農地法第5条の申請がだされています。

以上で説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 営農型太陽光については、年に1回一時転用した農業員会に業務報告が必要と思われるが報告状況はいかがか。もう1点、8割以上の単収の確保要件があると思っているが、最近80%以上の単収確保の要件が撤廃になると聞いているが、要件撤廃になると荒廃が増えるのではと危惧する。事務局として情報はあるのか。

農地係長 営農型太陽光の発電の報告は出されているのかの質問ですが、一時転用期間中の農作物の生産状況を2月末日までに報告することとなっており、本件事業者からは提出されております。設置日が令和4年12月であったことから、令和5年2月末の報告ではお茶の生産に係る状況については変わらないと報告を頂いています。

営農型太陽光発電の80%以上の単収は撤廃されたのではないかとのご質問ですが、営農型太陽光発電設備の設置による下部農地の営農確認事項として、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少する場合は、営農の適切な継続が確実と認められないとなっております。

しかしながら、令和3年3月31日付け農林水産省通知委の一部改正では、荒廃農地を再生利用する場合は、平均的な単収と比較して概ね2割以上減少とした事項が除かれたところです。

つまり荒廃農地を再生利用する場合は、8割の規定は除かれたとのことで荒廃農地の有効活用をして下さいとの趣旨であります。

本木下委員 荒廃農地で無いところは今までどおりの考え方か。

農地係長 荒廃農地で無いところは今までどおりの規定を適用します。

議長 他にございませんか。質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第25号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第9 議案第26号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。六反田委員をお願いします。

六反田委員 報告いたします。67 分の審議番号 1 番です。関連資料は 69 分から 72 分になります。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は福岡市〇〇区の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇2694 番 1 388 m²で、〇〇〇自治会に位置します。申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側、南側、西側は宅地に、東側は公衆用道路に接しています。現状のまま利用しますが、ブロック積を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は公衆用道路に設置する側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、松菌委員お願いします。

松菌委員 報告します、68 分の審議番号 2 番です。関連資料は 73 分から 80 分になります。

譲受人は、鹿児島市の株式会社〇〇〇〇譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他 14 名です。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇4898 番 1 外 38 筆、畑 43,727 m²で、〇〇〇公園北西側に位置します。申請人は、鹿児島市に本店を置き、食品の製造、加工及び販売業を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地隣接の山林 9 筆と一体利用で、連結子会社である株式会社〇〇〇〇が〇〇〇〇を飼養管理する〇〇を建設しようとするものです。申請地の北側は農道に、東側、南側は市道に、西側は畑に接しています。現況のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は貯水池を設け水路へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、地上権設定について、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。81 分の審議番号 1 番です。関連資料は 82 分から 86 分になります。借人は、先程、農地転用事業計画変更で営農型太陽光発電設備の譲渡を受けた茨城県〇〇市の有限会社〇〇〇〇、貸人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇17633 番、畑 2,451 m²の内 0.39 m²で、〇〇〇自治会北側に位置します。申請人は、茨城県〇〇市に本店を置き、〇〇〇〇を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、

申請地を借り受けて、すでに設置済である上部空間の営農型太陽光発電施設の事業運営をするものです。下部の農地では貸人自ら茶の栽培を継続しますが、地表部の支柱及び引込柱の面積について一時転用許可を得ようとするものです。下部は農地のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路に放流し、日照・通風等については周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 67ページの5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことでした。

審議番号2番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。畜産環境保全対策として、〇〇〇〇での外部との遮断及び床面給温設備により、騒音、ハエ等の発生及び臭いを抑え、〇〇は出荷後、全量を搬出のうえ燃焼してバイオマス発電に利用し、排水は排水分離槽により浮遊物、沈殿物を除去後に、水路放流をする等の対策を講じるとのことです。また、近隣住民や農地耕作者との説明会の中では鳥の匂いや茶や果樹等への影響を心配する意見が多く出たことから、近隣農地との距離を一定程度確保していることもあり、農業用施設用地との規模としては妥当であると判断されます。

以上のことから、申請がなされた2件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号2番は、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

次に5条申請地上権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、申請時の添付書類により譲渡前と同様の内容で確認されていますので、適当であると判断されます。許可につきましては譲渡前の許可日を継続する一時転用となっております。なお、農用地区域内農

地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。
補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

桑代委員 67 譲受人の職業で農協職員とありますが、団体職員とすべきではありませんか。

農地係長 申請書の内容で記載しているが、団体職員との表現が適切であるならば今後の対応としては検討します。

本木下委員 団体職員が良いと思います。

農地係長 事務局でも今後検討してみたいと思います。

議 長 他にございませんか。質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 26 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転の 1 件については申請どおり許可し、所有権移転の 1 件と地上権設定の 1 件については、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 26 号に係る案件については、所有権移転の 1 件については申請どおり許可し、所有権移転の 1 件と地上権設定の 1 件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。89 頁～91 頁をご覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇外 9 件です。田 7 筆 2,959 m²、畑 16 筆 38,014 m²の合計 23 筆 40,973 m²で、理由につきましては、規模拡大 5 件、受贈 4 件、売買 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 199 千円から 750 千円です。
10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 263 千円でございます。地域別では、潁娃地域 7 件、知覧地域 3 件です。

続きまして、93 号～104 号の「賃貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の 株式会社〇〇〇〇外 79 件です。設定面積は、田 31 筆 23,414 ㎡、畑 101 筆 117,315 ㎡の合計 132 筆 140,729 ㎡で、潁娃地域 16 件、知覧地域 33 件、川辺地域 31 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 9 件、設定面積は、田 5 筆 7,307 ㎡、畑 14 筆 19,537 ㎡の合計 19 筆 26,844 ㎡で、潁娃地域 1 件、知覧地域 5 件、川辺地域 3 件となっております。

続きまして、106 号～110 号の「使用貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 22 件です。設定面積は、田 23 筆 15,703 ㎡、畑 23 筆 32,959 ㎡の合計 46 筆 48,662 ㎡で、潁娃地域 10 件、知覧地域 6 件、川辺地域 7 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 2 件、設定面積は、田 1 筆 690 ㎡、畑 7 筆 10,523 ㎡の合計 8 筆 11,213 ㎡で、潁娃地域 1 件、知覧地域 1 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち〇〇委員が 3 番、〇〇委員が 48 番、78 番から 80 番、使用貸借利用権設定のうち〇〇委員が 20 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案

件のうち、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 27 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 27 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(3人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 27 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(3人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 27 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 28 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」及び「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(修正案)」の承認についてを議題に供します。事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は、111 頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

令和 4 年度より、年度ごと最適化活動の目標等を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

本日は、令和 4 年度の評価（案）と令和 4 年度の活動目標設定（修正案）につきまして、ご承認を頂きたいものであります。

はじめに、令和 4 年度の点検・評価については、112 頁の「Ⅰ 農業委員会の状況」、113 頁から「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の最適化活動の成果目標として（１）農地の集積、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進、最適化活動の活動目標として（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定、（３）新規参入宇相談会への参加の項目に対して農業委員会全体としての目標達成状況及び推進委員等の点検・評価結果になっています。

これらについては、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

117 頁からは、「事務に関する点検」など、４項目ありますのでお目通しをお願い致します。

118 頁から、令和 4 年度最適化活動の目標設定等の修正であります。119 頁の（１）農地の集積①現状及び課題のこれまでの集積面積が 6,628.6ha への変更に伴い集積率及び②の目標今年度末の集積面積（累計）が 6,732.9ha への変更であります。

以上で説明を終わります。

議 長

只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第28号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」及び「令和5年度最適化活動の目標の設定等(修正案)」の承認について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第28号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 (南薩土地改良区の水利用料について)

永山委員 (作物転換による水利用料と賃貸借について)

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第5回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 18 番

会議録署名委員 19 番
